

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	浜松広報館全天周シアター 上映器材の借上げ (05延長)	CPS-K99499-3	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	平成26年 6月30日
		改正	令和 4年 8月29日
			令和 5年 6月30日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松基地浜松広報館（以下，“浜松広報館”という。）において使用する浜松広報館全天周シアター上映器材（以下，“本器材”という。）の借上げについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、表1による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

1.3.2 関連文書

- a) モデル広報館（仮称）展示実施設計図書（平成8年3月）
- b) モデル広報館（仮称）展示実施設計報告書（平成8年3月）
- c) 音響装置取扱説明書（令和5年3月作成）
- d) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、表2によるほか、次による。

2.1 運用目的

浜松広報館において、本器材を借上げし、航空自衛隊に対する来館者の関心を増進させ、航空自衛隊の一般広報のために運用する。

2.2 構成

本器材の構成基準は、表3によるものとし、契約の相手方は、表4の既存設備を利活用し、表5のケーブル類により、各装置を連結する。また、器材構成図は、図1を基準とする。

なお、既存設備を契約前に確認する場合は、浜松広報館長（以下、“広報館長”という。）と調整するものとする。

2.3 設置場所

浜松広報館全天周シアターとする。また、設置図は、図2を基準とし、細部は、広報館長との調整による。ただし、既に設置及び調整を実施している場合は省略してもよい。

2.4 借上げ期間

令和6年3月1日～令和6年7月31日

2.5 機能性能

本器材は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.5.1 基本機能

- a) 本器材は、操作要員1名により、映像の上映開始、終了の制御、映像の選択、全天周シアター内の既存設備の音響装置及び調光装置の制御が操作装置で可能である。
- b) ドームマスター映像を解像度の圧縮をすることなく、投影装置を使用し、スクリーン全面に投影する。投影装置は1台又は複数台のドーム用プロジェクターを使用する。また、複数台のドーム用プロジェクターを使用する場合は、映像の遅延及びずれが生じてはならない。
- c) ドームスクリーン以外の部分に光が投影されないようにする。
- d) 電源等の既存の施設の大幅な変更はしない。

2.5.2 基本性能

2.5.2.1 投影装置

投影装置は、次による。

- a) ドームマスター映像を投影できるものとする。
- b) ドーム用プロジェクター
ドーム用プロジェクターは、次による。

- 1) 1台のプロジェクターで投影する場合は、水平4 096以上×垂直4 096以上の投影画素数を有し、ドームマスター映像が投影できるものとする。
- 2) 複数台のプロジェクターで投影する場合は、プロジェクター1台当たり水平4 096以上×垂直2 160以上の投影画素数を有し、ドームマスター映像が投影できるものとする。
- 3) 60fps（60コマ/秒プログレッシブ）以上の映像信号に対応するものとする。
- 4) 輝度が5 000ルーメン以上の場合は、ネイティブコントラスト比が4 000：1以上とする。
- 5) 輝度が10 000ルーメン以上の場合は、コントラスト比が10 000：1以上とする。
- 6) レーザー光源である。
- 7) ドーム周辺部までフォーカスを合わせる機能を有する。
- 8) 反射型液晶方式又は3チップDLP方式とする。

2.5.2.2 制御装置

制御装置は、次による。

- a) 表示及び制御の機能を1台若しくは複数台のPC又はサーバーで構成するものとする。
- b) ドーム用プロジェクターへ映像を送ることができるものとする。
- c) 映像データを蓄積でき、操作装置により特定のコンテンツが再生できるものとする。
- d) 表示用PC又はサーバー

表示用PC又はサーバーは、次による。

- 1) OSは、Windows 10以上とする。
 - 2) CPUは、CPUクロック3.0GHz 8コア キャッシュ12MB メモリクロック1 600MHz以上とする。
 - 3) メモリは、16GB以上とする。
 - 4) HDDは、1TB以上とする。
- e) 制御用PC又はサーバー

制御用PC又はサーバーは、次による。

- 1) 表示用PC又はサーバーを一元管理できるものとする。
- 2) 映像の調整ができるものとする。
- 3) 制御装置のログが収集できるものとする。
- 4) 操作装置により既存設備の音響装置及び調光装置が制御できるものとする。

2.5.2.3 操作装置

操作装置は、次による。

- a) 表示させたいコンテンツを視覚的な操作により上映できるものとする。
- b) コンテンツ上映後も異なるコンテンツが上映できるものとする。
- c) 新規コンテンツの追加ができるものとする。
- d) 既存設備の音響装置と調光装置の調整ができるものとする。

2.6 品質管理

本装置は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 設置調整計画書

契約の相手方は、設置及び調整に先立ち、設置調整計画書（紙媒体2部）を作成し、航空幕僚監部総務部広報室長（以下、“広報室長”という。）の確認の上、広報室長及び広報館長へ提出する。ただし、既に提出しているものと変更がない場合は、提出を省略してもよい。

4.1.2 取扱説明書

契約の相手方は、設置及び調整後速やかに、本器材の操作に必要な取扱説明書（紙媒体2部）を広報室長及び広報館長へ提出する。ただし、既に提出しているものと変更がない場合は、提出を省略してもよい。

4.2 設置・調整

設置及び調整は、次による。ただし、既に設置及び調整を実施している場合は除く。

- a) 官側が指定する設置場所に本器材を設置し、既存設備である音響装置及び調光装置と接続の上、機器の調整（環境設定及び動作確認を含む。）を実施する。
- b) 官側の保有する全天周シアター用デジタル映像“創造への挑戦”“アグレッサー”“最後の砦”“運ぶ”という使命”“強い翼”を解像度の圧縮をすることなく、ドーム映像として放映できるよう、当該映像及び機器の調整を実施する。

4.3 操作説明

契約の相手方は、表6を基準として取扱説明書を用いて、設置及び調整時に本器材の操作説明を実施する。ただし、既に操作説明を実施している場合は除く。

4.4 保守等

契約の相手方は、本器材が目的の機能を完全に発揮し得る状態を維持するために適切な保守等を行うものとする。

4.4.1 定期点検

定期点検は、次による。

- a) 契約の相手方は、年に1回以上、定期点検（映像調整）を行うものとする。ただし、投影装置に映像の自動補正機能（経年変化による色・輝度のばらつきを自動で補正する機能）を有する場合は当該機能で実施することとする。また、契約の相手方は、年1回以上、制御装置及び操作装置の定期点検（機能確認）を行うものとする。

なお、定期点検は、広報館閉館日を基準とし、広報館長と調整するものとする。

- b) 契約の相手方は、定期点検終了後速やかに、実施日、作業者名、実施場所、各機器の状態の良否、処置事項等を記載した定期点検報告書（紙媒体1部）を広報館長へ提出するものとする。ただし、定期点検（映像調整）を自動補正機能で実施する場合は、この限りではない。

4.4.2 保守全般

保守全般は、次による。

- a) 本器材に障害が発生した場合は、緊急に電話連絡がとれるとともに迅速に本器材の設置場所へ技術員を派遣し修理を行う保守体制が確立されているものとする。また、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣の場合の要員の連絡先を記載した保守連絡先一覧表（紙媒体1部）を作成し、広報館長へ提出するものとする。ただし、既に提出しているものと変更がない場合は、提出を省略してもよい。
- b) 契約の相手方は、保守の窓口を、一元化し、ワンストップサービスで行うものとする。
- c) 保守の提供時間は、広報館閉館日を基準とする。ただし、発生した障害が広報活動に多大な影響を及ぼす場合又は緊急を要する場合の官側の障害復旧要請には、広報館長と調整の上、対応を行うものとする。
- d) 官側の障害復旧要請は、電話又は電子メール（以下、“電話連絡等”という。）のいずれかの方法で実施するものとし、契約の相手方は、交通事情、天候等、その他契約の相手方の責に帰し難い場合を除き、速やかに要員を派遣し、復旧に当たるものとする。ただし、電話連絡等で障害の復旧が可能である場合は、この限りではない。
- e) 本器材に障害が発生した場合、障害切り分け及び障害箇所の特定制を行うとともに、障害原因調査等を行い、障害を速やかに復旧させるものとする。
なお、障害対応後、動作確認の支援を行うものとする。
- f) 契約の相手方は、本器材についての技術的事項及び各種操作に関する問合せを広報館開館日（9時から16時を基準）の間、受け付けるとともに、速やかに回答するものとする。
- g) 契約の相手方は、保守作業終了後速やかに、実施日、作業者名、実施場所、作業内容等を記載した保守作業報告書（紙媒体1部）を広報館長へ提出するものとする。
- h) 各種保守実施時、本器材の広報活動の中断を局限し、広報活動の継続性を確保できるようにする。

4.4.3 ハードウェア保守

ハードウェア保守は、次による。

- a) 契約の相手方は、障害の連絡を受けた場合、速やかに原因分析及び障害対処案の検討を行うものとする。
- b) 契約の相手方は、制御装置の修理及び部品交換を、現地で作業するものとし、それにより難い場合は、その旨を広報館長と調整するものとする。

- c) 契約の相手方は、ハードディスク障害時、速やかにハードディスクを交換し、本器材を良好な状態へ復旧させるものとする。また、障害のために取り外したハードディスクは、官側立会いの下、論理的なデータ消去又は物理的破壊を行った後に、契約の相手方が撤去する。
- d) 契約の相手方は、ハードウェアが障害から復旧した後、ソフトウェアの再インストール及び動作確認の支援を行うものとする。

4.5 貸付品等

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、表7に示す貸付品等を必要とする場合は、広報室長と調整の上、無償で貸付けを受け又は閲覧することができる。

なお、貸付場所及び返納場所については、広報室長の指定する場所とする。また、貸付期間は、借上終了までとし、細部は、広報室長との調整によるものとする。

4.6 官側における支援

契約の相手方は、設置及び調整に当たり、官側の支援を必要とする場合は、次の事項について、官側と調整の上、無償で支援を受けることが可能である。

- a) 官側保有の関連器材の使用
- b) 搬入器材の保管
- c) 事務室、水、電気及び隊内電話の使用

4.7 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 借上器材に含まれる官側の情報については、別途契約する撤去役務において、ソフトウェアにより消去するものとする。
- b) この仕様書において疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

品 名	浜松広報館全天周シアター上映器材の借上げ（05延長）
-----	----------------------------

表 1－用語及び定義

用 語	定 義
浜松広報館	航空自衛隊における一般広報のため、防衛全般、航空自衛隊及び航空関係の器材、史料等を展示する航空自衛隊浜松基地に設置された施設
全天周シアター	浜松広報館の半円球大型ドームスクリーン（直径16m・傾斜角30度・165度欠球）のシアター施設
欠球	ドームの中心から一定の角度を切り抜いた、本器材の投影範囲となるスクリーン
ドームマスター映像	デジタル画素数（水平2048画素以上×垂直2048画素以上）及び（水平3840画素数以上×垂直3840画素数以上）のデジタルドームマスター映像

表 2－借上品目表

装置名称	型 番	会 社 名	数量・単位
投影装置	DLA-VS4810	(株)JVCケンウッド	1SE
	又は 4K600STZ	(株)キャノン	2SE
制御装置	RV10-VS02-1	(株)リアルビズ	1SE
	又は AMATERAS Server	(株)オリハルコンテクノロジー	
操作装置	iPad MR7F2J/A	Apple社	2EA
	又は MD-702	AMX社	
ケーブル類			1SE
又は同等以上のもの（他社製品を含む）			
<p>注記 1： この借上品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。 なお、各装置上段に記載した製品名は現在の借上品目であり、同一契約相手方が継続して使用する場合は、設置は省略してもよい。</p> <p>注記 2： 投影装置には、魚眼レンズ又は広角レンズを含む。</p> <p>注記 3： 制御装置には、コンテンツ再生ソフトを含む。</p>			

品 名	浜松広報館全天周シアター上映器材の借上げ（05延長）
-----	----------------------------

表 3－構成

装置名称	各部名称	数量	単位	注 記
投影装置	ドーム用プロジェクター	必要数 ^{a)}		—
	魚眼レンズ又は広角レンズ			
制御装置	表示用・制御用PC又はサーバー	1	SE	コンテンツ再生ソフトを含む。
操作装置	制御用タッチパネル	2	EA	—
ケーブル類 ^{b)}		1	SE	—
注 ^{a)} 数量・単位は表2による。				
注 ^{b)} 構成は表5による。				

表 4－既存設備

装置名称	数量	単位	注 記
音響装置 YAMAHA 01V96i (DIGITAL MIXING CONSOLE) YAMAHA PC3301N (パワーアンプリファイアー) TASCAM AV-P2803 (パワーディストリビューター) YAMAHA MY4 - DA (DA カード)	1	SE	—
スピーカーシステム BOSE AMM108 (スクリーンスピーカー) BOSE AMM115 (サブウーハー) BOSE Control Space EX-1280 (サウンドプロセッサー) BEHRINGER MX882 V2 ULTRALINK PRO (ラインスプリッター) YAMAHA MS101III (モニタースピーカー)	1	SE	—
調光装置	1	SE	—
照明機器	1	SE	—

品 名	浜松広報館全天周シアター上映器材の借上げ（05延長）
-----	----------------------------

表5－ケーブル類

ケーブル名	数量	単位	注 記
LANケーブル	1	SE	－
HDMIケーブル			－
USBケーブル			－
音声ケーブル			－
制御接点用ケーブル			－

表6－操作説明

教 育 内 容	教育期間	教育場所	被教育者数
1 基本操作・応用操作	7時間45分	浜松広報館	8名
2 取扱時の注意事項			
3 障害対処要領			

表7－貸付品等

名 称	数量	単位	注記
モデル広報館（仮称）展示実施設計図書	1	冊	閲覧のみ。
モデル広報館（仮称）展示実施設計報告書	1	冊	閲覧のみ。
音響装置取扱説明書	1	式	閲覧のみ。
全天周シアター用デジタル映像“創造への挑戦”	1	EA	
全天周シアター用デジタル映像“アグレッサー”	1	EA	
全天周シアター用デジタル映像“最後の砦”	1	EA	
全天周シアター用デジタル映像““運ぶ”という使命”	1	EA	
全天周シアター用デジタル映像“強い翼”	1	EA	

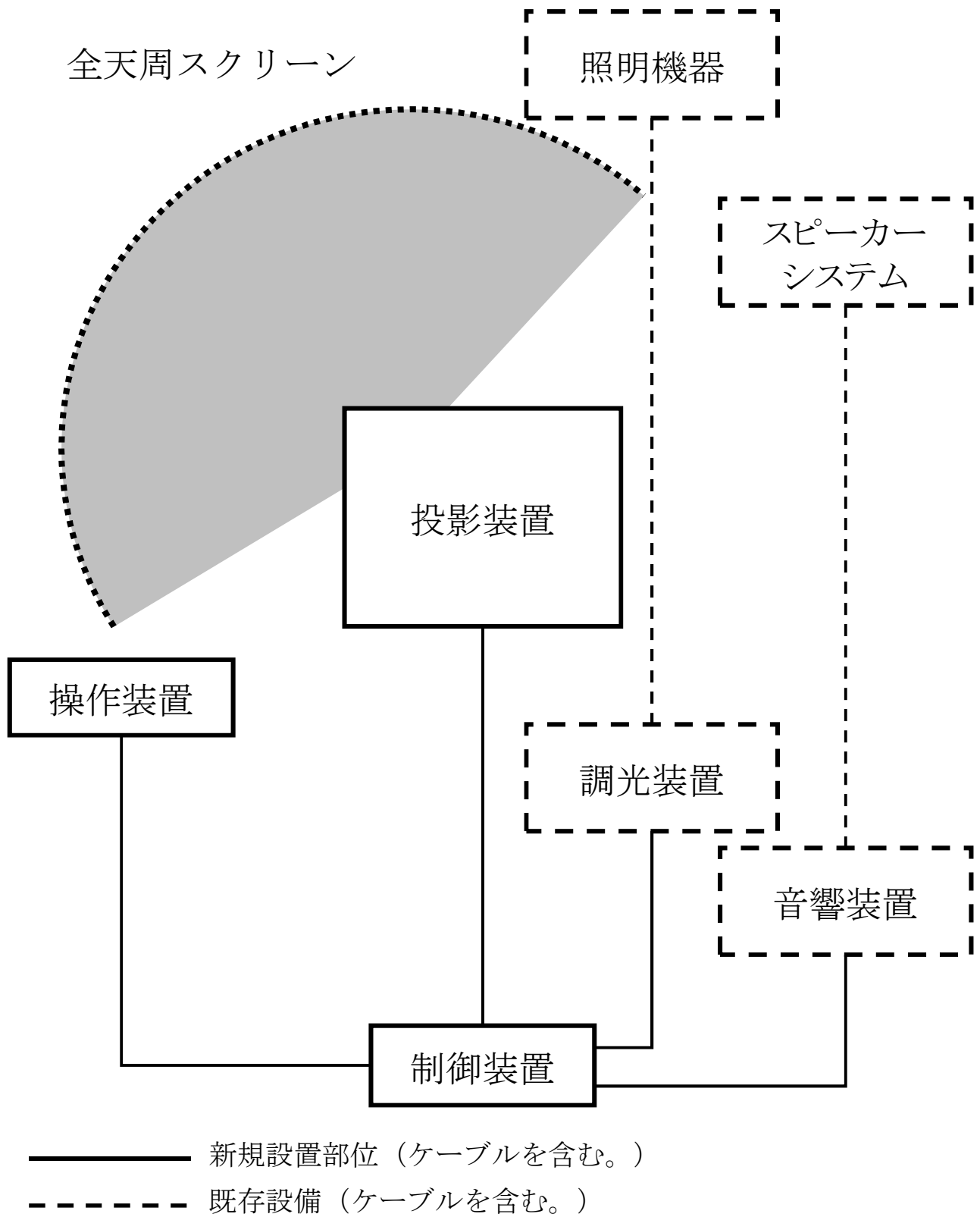
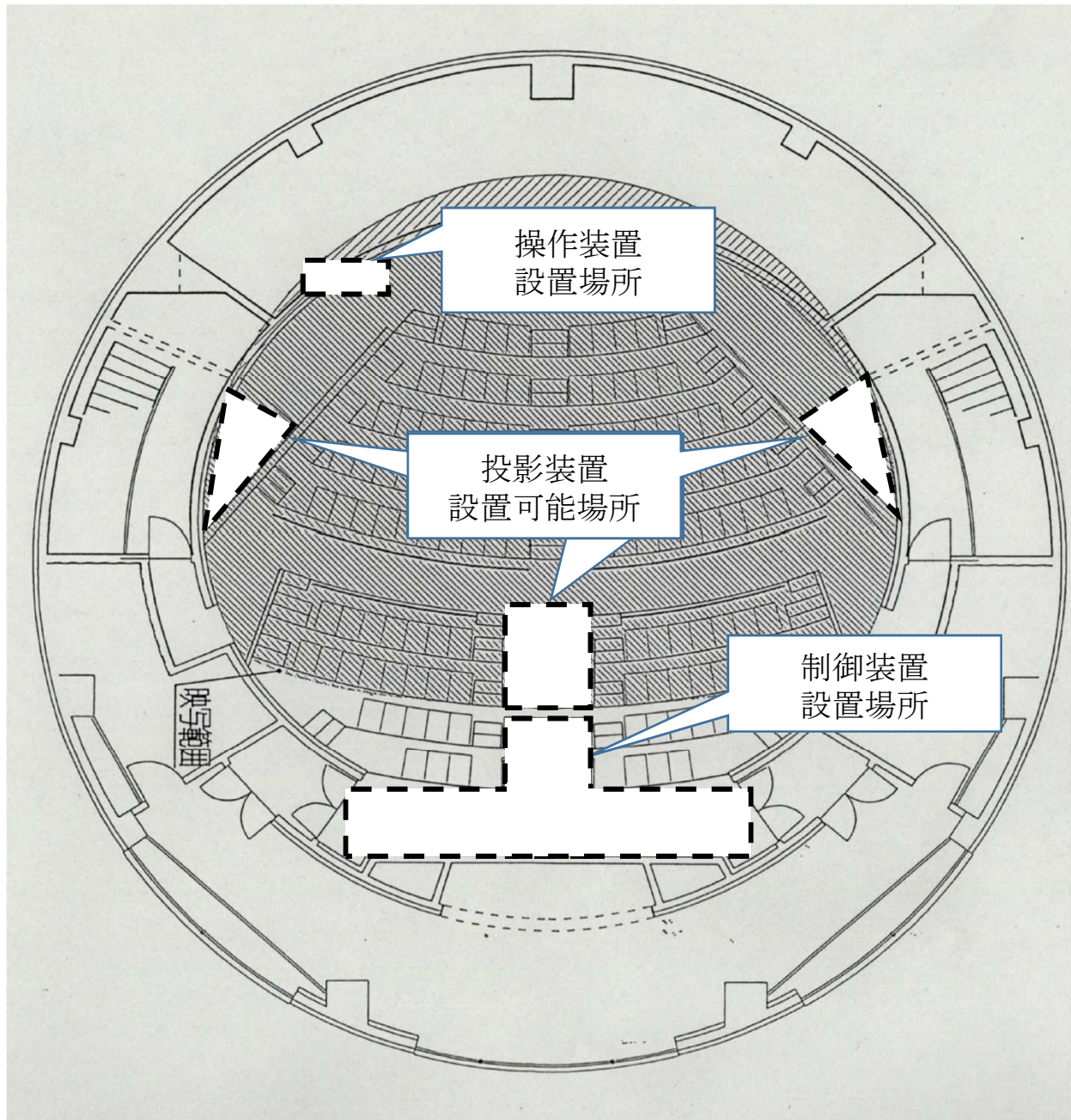


図 1 - 器材構成図



注記： [] については基準位置を示し，細部は，広報館長との調整による。

図 2 - 設置図